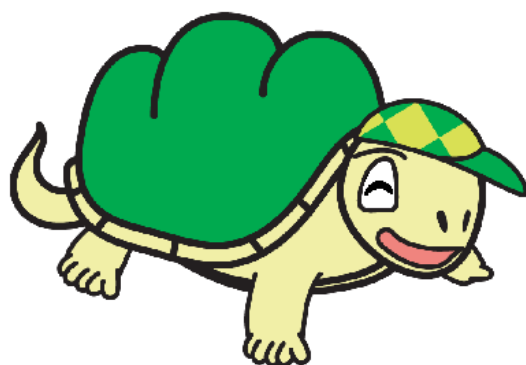


次世代の子ども達のために・・・

# シーゼン フラン

～ 亀山市環境基本計画実施計画 ～



平成22年(2010年)第3版

亀山市

## 『シーズン プラン』

“ 次世代の子ども達のために・・・ ”

表紙の亀山の自然保護イメージキャラクター『シーズン』は、平成16年に市政50周年記念事業のひとつとして、市内小学校5、6年生児童を対象に募集し、最優秀賞に選ばれた作品です。この作品の他にも多数応募があり、創意溢れる作品群は、亀山市の豊かな自然を象徴していました。

この実施計画の名前には、亀山市の豊かな自然を護ろうと、それぞれの想いでキャラクターをイメージした子どもたちが自分の子どもを持つときも、同じように恵み豊かな環境が引き継がれますようにという願いが込められています。

## 目 次

### プランの概要

- 1．実施計画作成の根拠と推進体制
- 2．実施計画推進管理の方法
- 3．重点的取り組みとの関係
- 4．総合計画及びその他計画との整合
- 5．実施計画データの取扱い

### プランの推進項目

- 1．自主・協働による取り組みの促進（参画）
- 2．自然との共生（共生）
- 3．快適な生活環境の創造（安心）
- 4．循環型社会の構築（循環）

### 巻末資料

組織要綱

## □ プランの概要

### 1. 実施計画作成の根拠と推進体制

亀山市環境基本計画（以下「本計画」という。）50ページの『第5章 第1節 計画推進のために：2. 進行管理の方法』に基づいて、実施計画を作成し、本計画48ページ『同章同節 1. 推進体制の整備』に基づき、ISO14001亀山市環境マネジメントシステムにより推進します。

### 2. 実施計画推進管理の方法

実施計画は、本計画11ページ『第2章 第2節 施策の体系』に基づいて、施策、施策に関する事業及び実施項目、担当室、スケジュール等を整理して作成し、事務局（環境保全対策室）で総括的に管理するものとします。

#### 実施計画一覧表の見方

施策（目的）	担当室	事業	事業番号	関連項目	地球温暖化対象事業	実施事項（目標）	スケジュール						
							21 以前	22	23	24	25	26 以降	
環境政策の企画立案段階における市民・事業者の参画を促進する	環境保全対策室	亀山市環境基本計画推進事業	KH4			施策（目的）のとおり							

事業に対して複数の実施事項（目標）がある場合、他の実施事項がどの施策（目的）に属しているかを示すもの

地球温暖化防止対策地域推進計画に関する該当の有無

目標達成のためのスケジュール（数字は、年度を表す。）  
【記号の意味】  
当該年度以降で検討  
検討  
実施（検討含む。）  
継続

施策の具体的内容  
本計画の施策内容を細分化しています。

事業を実施する室名

施策に関連する事業

事業に対する番号（ハイフン及びその後の番号は事業に対して複数の実施事項（目標）がある場合、実施事項ごとに区別するために使用しています。）

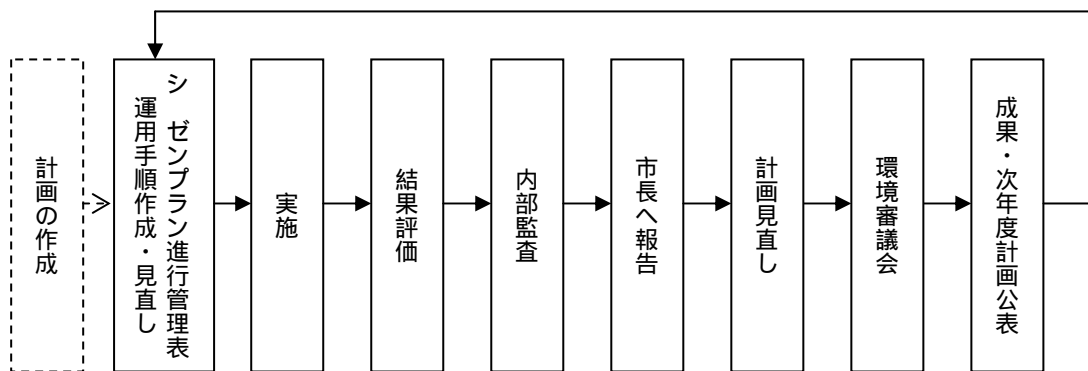
施策（目的）の達成に有効な環境配慮事項、概ね5年を目途に、なるべく定量化して記載していきます。

また、施策（目的）から逸脱しないようにし、実施計画の実効性を高めるため、次のような方法で事業の実施事項（目標）を管理し、継続的に改善します。

- （1）施策（目的）達成に有効と考えられる事業は、随時、取り入れて実施計画を更新していきます。
- （2）実施計画にて事業の実施項目（目標）を推進管理します。また、実施計画とは別に、シ ぜんプラン進行管理表及び運用手順書を作成し事業進捗及び監視測定手順等について管理します。

- (3) 実施計画、シ ゼンプラン進行管理表および運用手順書に従って事業を実施し、その進捗状況や達成度など、結果を評価します。
- (4) ISO14001内部監査により、実施計画、シ ゼンプラン進行管理表および運用手順書どおりに進められているかどうかチェックします。
- (5) 実施計画の進捗状況及び内部監査の結果を市長に報告し、システムを改善したり、次年度の実施計画に反映するなどして全体的に見直します。
- (6) 実施計画の進捗状況及び見直した実施計画を環境審議会に諮り、成果及び次年度の実施計画として広報、ホームページなどで公表します。
- (7) 見直した実施計画により、シ ゼンプラン進行管理表および運用手順書を見直し又は作成し、さらに推進します。

計画～見直しのイメージ（P D C Aサイクル）



事業の運用基準を明記したシ ゼンプラン進行管理表および運用手順書

シーゼンプラン進行管理表 H22年度			年度内実施計画												年度別実施状況			
〔環境保全対策室〕			平成22年度												平成21年度までの進捗状況		平成22年度	
環境影響の多大な事業			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計画			
事業名	地球温暖化防止対策 地域推進計画の対象	年度指標	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">各市民団体等との協議</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">各市民団体等との協議</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">各市民団体等との協議</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">各市民団体等との協議</div> </div>												平成21年度までの進捗状況		平成22年度	
事業内容	里山公園管理事業 (環境再生事業)	<p>里山公園がどのような環境教育の場として成り立つのかその可能性を図る。 (教育委員会または市民団体と協議を重ねる)</p> <p>里山公園内に環境教育としての場、ゾーンの確立を行い、そのゾーンの管理方法の検討、看板の設置等を行う</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ゾーンの確立</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">看板等の整備</div> </div>												年1回の協議を年度末に行ってきた。		継続	
中項目(小項目)	ISO:(目的)	実施目標	第1			第2			第3			第4			実績			
環境教育・環境学習の推進(環境について学ぶ場の提供)	身近にある自然を体験学習の場として利用できるような仕組みを構築する。	環境教育の面に関して各小学校の生徒が里山公園を利用するルートを確立する。	6月8日に各市民団体、教育委員会を交えて協議を行った。その結果を踏まえて今後は各ゾーンの確立を目指す。															
対策	施策	重点実施項目	当該年度での進捗・修正状況(環境保全対策室チェック欄)												チェック欄	チェック欄		
鳥山の自然に学び未来につなぐ環境教育の推進をします。	身近な自然を活用した体験学習や自然観察会などを促進します。	(37)鳥山里山公園「みちくさ」を利用したイベントを開催します。																

※印刷後は管理外（印刷日：2010/11/15）

**〇〇〇事業運用手順書**

対象	環境基本計画	作成日	平成22年〇月〇〇日	版数	1
大項目	快適な生活環境の創造（安心）	担当室	〇〇 〇〇		
中項目	快適な生活空間の創出	担当室	〇〇室		
小項目	住みよいまちの形成	関係室	〇〇室、〇〇室		
目的	環境美化に関する監視制度など市民参加による公園等の適切な維持・管理を進める。				
目標	〇〇〇〇〇				
実施計画	〇〇〇〇〇				

1. 運用管理手順  
シーゼンプラン進行管理表のとおり  
ただし、指定管理者である〇〇〇に必要に応じて適宜報告書の提出を求め、年度別事業計画書の内容を満たしていない場合は、改善指導を行う。
2. 教育・訓練手順  
担当者は、年1回の〇〇講習を受講する。
3. 監視測定手順  
担当者は、運用管理手順における報告書の確認及び指導等について決裁を受け、報告を行う。
4. 不適合の基準  
監視測定手順により、決裁を受けていない場合は不適合とする。
5. 関係法令、文書（基準書含む）  
(1) 〇〇〇法  
(2) 〇〇〇条例  
(3) 〇〇〇実施要綱

基本事項は、シ ゼンプラン進行管理表の項目と合わせます。

シ ゼンプラン進行管理表における年度内実施計画の詳細について明記します。対象は単年度分です。なお、詳細を明記する必要がない場合は「シ ゼンプラン進行管理表のとおり」と明記してください。

この計画を推進するための人材を確保します。

シ ゼンプラン進行管理表にある進捗状況及び運用管理手順の監視方法を明記し、各手順からの逸脱がないようにします。

推進にあたって順守すべき法律や参照すべき文書などを示します。

運用手順書を作成するにあたっては、シ ゼンプラン進行管理表で目的達成までに必要な単年度毎の目標と当該年度のスケジュールをあらかじめ整理しておきます。

### 3. 重点的取り組みとの関係

本計画P28に示すとおり、関連施策と「有機的に組みあわせて」いくとともに、「市民・事業者との話し合いを行いながら」一体となって取り組んでいきます。

### 4. 総合計画及びその他計画との整合

総合計画、地球温暖化対策実行計画、一般廃棄物処理計画等の成果指標（目的、目標）と実施計画の目的、目標とは、随時、整合させると共に、実施計画を見直す際は、必ず整合を図るものとします。

### 5. 実施計画データの取扱い

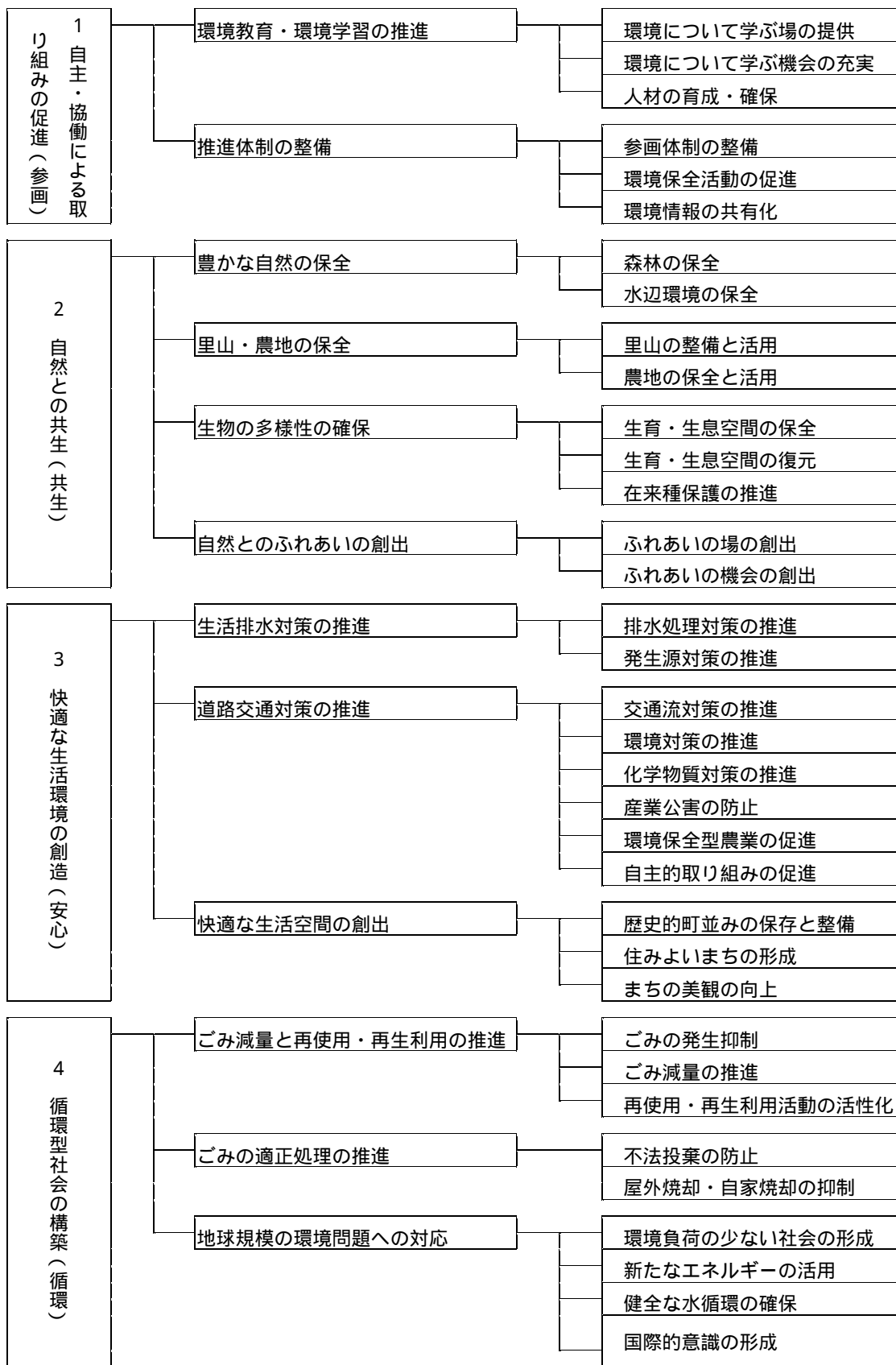
実施計画は、デジタルデータで管理し、原則としてLANやインターネット（ホームページ）の活用によって公表するものとし、会議、PR等で使用する場合は除いては、紙面化しないものとします。

# □ プランの推進項目

基本目標

施策の方針

基本的な施策



# 1 自主・協働による取り組みの促進（参画）

【記号の意味】

## 環境教育・環境学習の推進

当該年度以降で検討  
検討  
実施（検討含む。）  
継続

### 環境について学ぶ場の提供

施策（目的）	担当室	事業	事業番号	関連項目	地球温暖化対象事業	実施事項（目標）	スケジュール					
							21以前	22	23	24	25	26以降
身近にある自然を体験学習の場として利用できるような仕組みを構築する	森林・林業室	森林公園整備・活用事業	SR 1 - 1	2 2 2		情操教育の場、体験学習の場を提供するため、公園整備を行う。						
	森林・林業室	市民の森整備・活用事業	SR2			市民や事業所職員が自然に触れ合える機会を創出するため、かめやま会故の森を憩いの場として、「歩ける森」「遊べる森」「育てる森」を目指す森の姿として整備を行っていく。						
身近にある自然を体験学習の場として利用できるような仕組みを構築する。	環境対策室	里山公園管理事業（環境再生事業）	KH 1 - 1	1 2 2		環境教育の面に関して各小学校の生徒が里山公園を利用するルートを確立する。						

### 環境について学ぶ機会の充実

施策（目的）	担当室	事業	事業番号	関連項目	地球温暖化対象事業	実施事項（目標）	スケジュール					
							21以前	22	23	24	25	26以降
身近な自然を活用した体験学習や自然観察会などの実施を促進する	環境対策室	里山公園管理事業（環境再生事業）	KH 1 - 2	1 2 2		環境教育の面に関して各小学校の生徒が里山公園を利用するルートを確立する。 里山公園が有する自然を利用したイベントを実施していく。						
個人、市民団体、事業者の活動発表会や講演会の実施、環境に関する講座やシンポジウムの開催する	環境対策室	総合環境研究センター事業	KH2			環境市民大学及び大学院を開講する。						
三重県環境学習情報センターの活用など、国や県の実施する事業も有効に取り入れる	森林・林業室	地球温暖化防止対策推進事業	SR 3 - 1	4		事業を3年間継続し、省エネ行動率を50%（H19年度アンケート）から、H24年度に70%に引き上げる。このことにより、二酸化炭素排出量を14.5千t削減する。						
各学校においては、6月5日の「環境の日」を「学校環境デー」として創意工夫ある実践や、総合学習の時間を活用した環境学習を推進する	教育研究室	教育指導と支援	KK1			全校で学校環境デーに関する学習・啓発・奉仕等体験活動を実施する						

## 人材の育成・確保

施策（目的）	担当室	事業	事業番号	関連項目	地球温暖化対象事業	実施事項（目標）	スケジュール					
							21 以前	22	23	24	25	26 以降
体験学習などの環境教育現場を補助できるよう、ボランティア登録制度を確立する（登録数）	環境保全対策室	環境保全一般	KH3-1	4		里山イベントに環境教育をとらまえた内容を実施できるよう検討する。						
環境教育にあたる人材については、地域の子どもからお年寄りまで幅広い世代から育成できるよう努める	生涯学習室	中央公民館活動推進事業	SG1			環境をテーマとした公民館講座を開設し、幅広い世代での育成に努める。						

## 推進体制の整備

### 参画体制の整備

施策（目的）	担当室	事業	事業番号	関連項目	地球温暖化対象事業	実施事項（目標）	スケジュール					
							21 以前	22	23	24	25	26 以降
環境政策の企画立案段階における市民・事業者の参画を促進する	環境保全対策室	亀山市環境基本計画推進事業	KH4			環境基本計画に基づき必要に応じた環境施策を実施していく。						

## 環境情報の共有化

施策（目的）	担当室	事業	事業番号	関連項目	地球温暖化対象事業	実施事項（目標）	スケジュール					
							21 以前	22	23	24	25	26 以降
環境調査の項目、回数、地点等を適宜見直すとともに、環境調査結果を積極的に公開する（公開にあたっては、興味を引きわたりやすい情報の提供に努める）	環境保全対策室	ダイオキシン類等調査	KH5			各種調査の実施場所については、適宜見直しを行う。また、実績は、亀山市の環境又はホームページ等で公開する。						

## 2 自然との共生（共生）

### 豊かな自然の保全

#### 森林の保全

【記号の意味】

当該年度以降で検討  
検討  
実施（検討含む。）  
継続

施策（目的）	担当室	事業	事業番号	関連項目	地球温暖化対象事業	実施事項（目標）	スケジュール					
							21 以前	22	23	24	25	26 以降
森林環境創造事業による森林整備を推進する事業の実施にあたっては、所有者の理解促進に努めるとともに、森林ボランティア活動の支援を行う	森林・林業室	森林創造環境事業	SR 4-1	2 2 4		認定林業事業体を通じ、環境林所有者に事業のPRを継続的に行い、事業認定地区を拡大すると同時に、拡大可能地区への働きかけを行う。						
	森林・林業室	間伐推進事業	SR5			利用間伐補助制度により林業事業体への生産活動を支援します。						
	森林・林業室	市民の森整備活用事業	SR6			市民や事業所職員が自然に触れ合える機会を創出するため、かめやま会故の森を憩いの場として、「歩ける森」「遊べる森」「育てる森」を目指す森の姿として整備を行っていく。						

#### 水辺環境の保全

施策（目的）	担当室	事業	事業番号	関連項目	地球温暖化対象事業	実施事項（目標）	スケジュール					
							21 以前	22	23	24	25	26 以降
水源かん養林及び河川上流域の森林の適正管理を推進し、河川水量の維持、地下水や湧水地の保全に努める	森林・林業室	森林環境創造事業	SR 4-2	2 2 4		認定林業事業体を通じ、環境林所有者に事業のPRを継続的に行い、事業認定地区を拡大すると同時に、拡大可能地区への働きかけを行う。						
水辺の美観については、清掃活動や草刈りなど美化活動を推進する	まちづくり計画室	調整池管理業務	MK1			調整池における草刈り、堆積汚泥を除去する。						
	環境対策室	亀山市地区衛生組織連合会	KH 6-1	3 4		クリーン作戦、市内一斉清掃、環境美化パトロールを実施する。						

#### 里山・農地の保全

##### 里山の整備と活用

施策（目的）	担当室	事業	事業番号	関連項目	地球温暖化対象事業	実施事項（目標）	スケジュール					
							21 以前	22	23	24	25	26 以降
里山・農地・池が一体となった環境を保全する「環境再生事業」を推進する	森林・林業室	森林公園整備・活用事業	SR 1-2	1 2 2		情操教育の場、体験学習の場を提供するため、公園整備を行う。						
	環境対策室	里山公園管理事業（環境再生事業）	KH 1-3	1 1 2		今後の里山公園の運営に関して、環境再生、保護といった方法、ルートを確立する。里山公園が有する自然を利用したイベントを実施していく。						
里山の重要性に関する意識啓発やイベントを実施する。	環境対策室	里山公園管理事業（環境再生事業）	KH 1-4	1 1 2		里山公園が有する自然を利用したイベントを実施していく。						

## 農地の保全と活用

施策（目的）	担当室	事業	事業番号	関連項目	地球温暖化対象事業	実施事項（目標）	スケジュール					
							21以前	22	23	24	25	26以降
（耕作放棄地を）市民農園や農業公園として整備、有効に活用し、また、景観形成作物の栽培を促進する	農政室	ふれあい農園管理事業市民農園管理運営事業	NS1-1	234		ふれあい農園利用率100%とする。						
	農政室	田園景観推進事業	NS2			景観形成作物の栽培を促進する。						
（耕作放棄地を）農業体験や環境教育の場、水生生物の生息環境としての利用を促進する	環境保全対策室	里山公園管理事業（環境再生事業）	KH1-5	112		今後の里山公園の運営に関して、環境再生、保護といった方法、ルートを確立する。里山公園が有する自然を利用したイベントを実施していく。						

## 生物の多様性の確保

### 生育・生息空間の保全

施策（目的）	担当室	事業	事業番号	関連項目	地球温暖化対象事業	実施事項（目標）	スケジュール					
							21以前	22	23	24	25	26以降
開発行為等に対する適正指導に努める	環境保全対策室	環境保全一般（開発）	KH7									

### 生育・生息空間の復元

施策（目的）	担当室	事業	事業番号	関連項目	地球温暖化対象事業	実施事項（目標）	スケジュール					
							21以前	22	23	24	25	26以降
森林環境創造事業の環境林整備により、有害鳥獣とされるシカやサルなどが生息できる環境を誘導する	森林・林業室	森林環境創造事業	SR4-3	224		認定林業事業体を通じ、環境林所有者に事業のPRを継続的に行い、事業認定地区を拡大すると同時に、拡大可能地区への働きかけを行う。						
有害鳥獣類については、農林業被害の現状把握を進めるとともに、頭数管理など有効な防止対策を実施する	農政室	有害鳥獣による農作物に対する被害対策	NS3			電柵等補助、捕獲檻の設置、巡視員による監視、ロケット花火の提供を行う。 ノザル・メスジカの捕獲を行う。						
森林や水辺など、多様な環境の連続性が確保されるよう努める	森林・林業室	森林創造環境事業	SR4-4	224		認定林業事業体を通じ、環境林所有者に事業のPRを継続的に行い、事業認定地区を拡大すると同時に、拡大可能地区への働きかけを行う。						
耕作放棄地を水生生物の生息環境として利用する	森林・林業室	森林公園整備・活用事業	SR1-3	122		情操教育の場、体験学習の場を提供するため、公園整備を行う。						

自然とのふれあいの創出

ふれあいの場の創出

施策（目的）	担当室	事業	事業番号	関連項目	地球温暖化対象事業	実施事項（目標）	スケジュール					
							21以前	22	23	24	25	26以降
里山や農地といった民有地の市民への開放を促進する	農政室	ふれあい農園管理事業市民農園管理運営事業	NS 1-2	2 3 4		ふれあい農園利用率100%とする。						
	森林・林業室	森林公園整備・活用事業	SR 1-4	1 2 2		情操教育の場、体験学習の場を提供するため、公園整備を行う。						

3 快適な生活環境の創造（安心）

生活排水対策の推進

排水処理対策の推進

【記号の意味】

当該年度以降で検討  
検討  
実施（検討含む。）  
継続

施策（目的）	担当室	事業	事業番号	関連項目	地球温暖化対象事業	実施事項（目標）	スケジュール					
							21以前	22	23	24	25	26以降
下水道等を計画的に整備するとともに、供用開始区域における早期接続を促進する	下水道室	普及啓発事業	GS 1-1	3		下水道等を計画的に整備するとともに、供用開始区域における早期接続を促進する						
下水道整備区域外においては、合併処理浄化槽の普及促進、浄化槽の適正管理の啓発・指導に努める	上下水道管理室	小型合併処理浄化槽設置事業補助金（補助）	JK1			75基を補助する						

発生源対策の推進

施策（目的）	担当室	事業	事業番号	関連項目	地球温暖化対象事業	実施事項（目標）	スケジュール					
							21以前	22	23	24	25	26以降
市民参加型の水質調査や美化活動、生活排水対策講座などを実施し、生活排水への配慮を促す	下水道室	普及啓発事業	GS 1-2	3		施策（目的）のとおり						
水質調査結果を公開して水質に対する関心を高めるとともに、調査の継続・強化を行う	環境保全対策室	亀山市環境審議会	KH8			年1回以上の審議会を開催し、シーゼンプラン等の見直しを行う						
	環境保全対策室	水質等環境調査委託	KH 9-1	3		環境報告書「亀山市の環境」を毎年度作成・公表する。（H19年度～）						

## 道路交通対策の推進

### 交通流対策の推進

施策（目的）	担当室	事業	事業番号	関連項目	地球温暖化対象事業	実施事項（目標）	スケジュール					
							21以前	22	23	24	25	26以降
市内移動の有効手段としてのバスの活用、快速列車の増発やバス 鉄道の乗り換え利便性の向上に向けた働きかけをおこなう	商工業振興室	新地域生活交通再編事業(公共交通利用促進事業)	SS1-1	4		鉄道利用を促進するため、沿線自治体等と連携し、理湯お促進活動を実施する。						
駅付近の駐車場・駐輪場の充実などにより、公共交通機関の利用促進を図る	まちづくり計画室	都市基礎調査業務委託	MK2			年2回の亀山駅前マナーアップ運動にあわせ駅広駐車場の違法駐車を取り締まる。年1回程度の放置自転車の撤去を行う。						
通過交通の市街地への流入を防止するため、効果的な道路網整備に努める	まちづくり整備室	合併特例債道路整備事業	MS1			交通渋滞の緩和を図る						

### 環境対策の推進

施策（目的）	担当室	事業	事業番号	関連項目	地球温暖化対象事業	実施事項（目標）	スケジュール					
							21以前	22	23	24	25	26以降
交通公害に関する指導・監視体制を強化する	環境保全対策室	水質等環境調査委託	KH9-2	3		大気調査を実施し、交通公害に関する状況を把握する。						

## 環境に配慮した事業活動の促進

### 化学物質対策の推進

施策（目的）	担当室	事業	事業番号	関連項目	地球温暖化対象事業	実施事項（目標）	スケジュール					
							21以前	22	23	24	25	26以降
化学物質の適正な管理・使用・処理に関する指導を行う	環境保全対策室	環境保全協定(公害防止協定)	KH10-1	3		環境保全協定（公害防止協定）を締結する（H19年度～）						
事業所内の土壌や地下水の自主測定を促進する	環境保全対策室	環境保全協定(公害防止協定)	KH10-2	3		環境保全協定（公害防止協定）を締結する（H19年度～）						
化学物質に関する緊急時対応マニュアル策定等の指導に努める	環境保全対策室	環境保全協定(公害防止協定)	KH10-3	3		環境保全協定（公害防止協定）を締結する（H19年度～）						

### 産業公害の防止

施策（目的）	担当室	事業	事業番号	関連項目	地球温暖化対象事業	実施事項（目標）	スケジュール					
							21以前	22	23	24	25	26以降
規制基準等法令の周知と指導、環境保全協定の締結を進める	環境保全対策室	環境保全協定(公害防止協定)	KH10-4	3		施策（目的）のとおり						
市民と連携した監視・通報体制を確立する	環境保全対策室	亀山市地区衛生組織連合会	KH6-2	4		環境指導員を設置し、環境美化パトロールを実施する。						

## 環境保全型農業の促進

施策（目的）	担当室	事業	事業番号	関連項目	地球温暖化対象事業	実施事項（目標）	スケジュール					
							21 以前	22	23	24	25	26 以降
消費者に対しては、農業に関する学習機会や情報の提供に努める	農政室	ふれあい農園管理事業 市民農園管理運営事業	NS 1-3	2 2 4		市民農園インストラクターによる巡回指導（月1回）により、農業・肥料等の適正な使用等について指導する。						

## 自主的取り組みの促進

施策（目的）	担当室	事業	事業番号	関連項目	地球温暖化対象事業	実施事項（目標）	スケジュール					
							21 以前	22	23	24	25	26 以降
事業者による自主測定結果の公表など情報提供を促進する	環境保全対策室	環境保全協定（公害防止協定）	KH 10-5	3 3		環境保全協定（公害防止協定）を締結する（H19年度～）						

## 快適な生活空間の創出

### 住みよいまちの形成

施策（目的）	担当室	事業	事業番号	関連項目	地球温暖化対象事業	実施事項（目標）	スケジュール					
							21 以前	22	23	24	25	26 以降
公園については、市民ニーズや地域環境を取り入れた配置・整備に努める	まちづくり計画室	市単独公園整備事業	MK3			市民の意見を取り入れて公園を整備する。						
環境美化に関する里親制度など市民参画による公園等の適切な維持・管理を進める	まちづくり計画室	市民参画による公園再整備事業	MK4			出前講座等で制度の周知を図る 年数団体程度の新規加入を図る						
都市部では緑化の推進と適正管理を推進する	まちづくり計画室	緑地管理	MK5			隣接宅地及び道路視界に影響を与える箇所は重点的に対応する。						
公共施設や公益的施設のバリアフリー化を推進する	高齢障がい支援室	ユニバーサルデザイン（バリアフリー）の普及啓発事業	KS1			ユニバーサルデザイン（バリアフリー）の啓発・PRを行う						

## 4 循環型社会の構築（循環）

### ごみ減量と再利用・再生利用の推進

#### ごみの発生抑制

施策（目的）	担当室	事業	事業番号	関連項目	地球温暖化対象事業	実施事項（目標）	スケジュール					
							21 以前	22	23	24	25	26 以降
過剰包装の抑制や買い物袋持参運動の普及促進により、ごみとなるものの発生を抑制する	廃棄物対策室	レジ袋削減運動	HT1			レジ袋有料化による収益金の活用方法を決定し、活用を行う。						

ごみ減量の推進

施策（目的）	担当室	事業	事業番号	関連項目	地球温暖化対象事業	実施事項（目標）	スケジュール					
							21 以前	22	23	24	25	26 以降
剪定枝や雑草、家畜ふん尿等の有効利用を促進する	廃棄物対策室	刈り草コンポスト化事業	HT2			配布日の拡大（月～土）						
コンポストの市民農園での使用、コンポストを使って作った野菜の市場等により、コンポストの利用を促進する	農政室	ふれあい農園管理事業 市民農園管理運営事業	NS1-4	2 2 3		刈り草コンポストを農園内に設置し、ふれあい農園使用者のコンポスト利用を促進するとともにごみの再生利用の推進を図る。						

再使用・再生利用活動の活性化

施策（目的）	担当室	事業	事業番号	関連項目	地球温暖化対象事業	実施事項（目標）	スケジュール					
							21 以前	22	23	24	25	26 以降
分別方法の周知を徹底する	廃棄物対策室	廃棄物収集処理事業	HT3			平成23年度4月から半年間の試行を行い、その後、完全施行を行っていく。						
道路排水の改善に努める。公共工事で発生する建設副産物等の再生利用、リサイクル資材・商品廃材等の使用を進める。	維持修繕室	地域活力基盤創造交付金事業	IS1			道路維持修繕工事により排水の改善に努める。工事におけるリサイクル製品の使用を促進する。						
公共工事で発生する建設副産物等の再生利用、リサイクル資材・商品廃材等の使用を進める	下水道室	昼生地区農業集落排水整備事業	GS2			施策（目的）のとおり						
	下水道室	公共下水道施設整備事業 認可変更業務（流域関連公共下水道事業）	GS3			施策（目的）のとおり						
	上水道室	公共下水・農業集落配水道事業に伴う配水管改良工事	JS1			配水管改良工事で発生する県背副産物の再利用、リサイクル資材、商品廃材等の使用を行う。						
	上水道室	配水管改良工事	JS2			配水管改良工事で発生する県背副産物の再利用、リサイクル資材、商品廃材等の使用を行う。						

ごみの適正処理の推進

不法投棄の防止

施策（目的）	担当室	事業	事業番号	関連項目	地球温暖化対象事業	実施事項（目標）	スケジュール					
							21 以前	22	23	24	25	26 以降
市民や道路管理者、近隣自治体との連携、不法投棄監視システムの拡充などにより、不法投棄監視体制の強化を図る	廃棄物対策室	不法投棄監視事業	HT 4 - 1									
	廃棄物対策室	環境パトロール	HT 5 - 1	4								
国道や林道などのクリーン作戦等の美化運動を推進する	環境保全対策室	亀山市地区衛生組織連合会	KH 6 - 3	2 3		ク リ ン作戦を実施する。						
まちをきれいにする条例の周知及び罰則規定等の強化により、不法投棄の防止に努める	廃棄物対策室	不法投棄監視事業	HT 4 - 2									

屋外焼却・自家焼却の抑制

施策（目的）	担当室	事業	事業番号	関連項目	地球温暖化対象事業	実施事項（目標）	スケジュール					
							21 以前	22	23	24	25	26 以降
違法な焼却行為に対しては、指導を行う	廃棄物対策室	環境パトロール	HT 5 - 2	4								

地球規模の環境問題への対応

環境負荷の少ない社会の形成

施策（目的）	担当室	事業	事業番号	関連項目	地球温暖化対象事業	実施事項（目標）	スケジュール					
							21 以前	22	23	24	25	26 以降
行政の率先行動の実施及び取り組みを紹介する	財務室	公用車の管理	ZM1			公用車（特種業務使用車を除く。）のうち、軽自動車、小型貨物、小型及び普通乗用車について、10台を低公害車に買い替える（新規購入含む。）ため、購入室を決定し予算を取る。						
	人材育成室	サービス	JI1			46,080時間（時間外勤務時間）						
広報、ホームページ等を利用して啓発する。	環境保全対策室	環境保全一般	KH3-2	1		施策（目的）のとおり						
国や県の環境家計簿の家庭への普及を促進する	森林・林業室	地球温暖化防止対策推進事業	SR3-2	1		事業を3年間継続し、省エネ行動率を50%（H19年度アンケート）から、H24年度に70%に引き上げる。このことにより、二酸化炭素排出量を14.5千t削減する。						
事業者のISO14001や県の小規模事業所向けEMS（M-EMS）など環境管理システムの構築支援を行う	環境保全対策室	環境管理システム認証取得支援事業	KH11			M-EMS構築講座に出席し、当事業の周知を行う。						
公共交通機関の利用を促進する	商工業振興室	新地域生活交通再編事業（公共交通利用促進事業）	SS1-2	3		市内バス路線の再編を図るべく、バス検討委員会等を開催し、効率的・効果的な路線形態等のあり方について検討する。						

新たなエネルギーの活用

施策（目的）	担当室	事業	事業番号	関連項目	地球温暖化対象事業	実施事項（目標）	スケジュール					
							21 以前	22	23	24	25	26 以降
太陽光発電や風力発電など自然エネルギーの公共施設への導入を進める	企画政策室	新エネルギー関係	KS1			新エネルギーの導入を促進させ、地球温暖化防止に努める。						

健全な水循環の確保

施策（目的）	担当室	事業	事業番号	関連項目	地球温暖化対象事業	実施事項（目標）	スケジュール					
							21 以前	22	23	24	25	26 以降
森林や農地等の適正管理を促進し、水源かん養機能の確保に努める	森林・林業室	森林環境創造事業	SR4-5	2 2 2		認定林業事業体を通じ、環境林所有者に事業のPRを継続的に行い、事業認定地区を拡大すると同時に、拡大可能地区への働きかけを行う						
節水意識の高揚に努める	上水道室	「水道週間」広報事業	JS3			資源の重要性を理解を深める見学会を実施。						

## 卷末資料

三者協議会

市民環境会議

事業者環境推進協議会

## 三者協議会

### 1. 役割

各主体間の協力が必要な取り組みに関する協議、行政に対する提案などを行います。また、本計画の見直し作業も三者協議会が中心となって行います。

### 2. 構成

市民環境会議代表、事業者環境推進協議会代表、行政代表

### 3. 要綱

#### 三者協議会設置要綱

##### (設置)

第1条 市民・事業者・行政の連携と協働のもと、環境基本計画の推進を図るため、三者協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

##### (所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 各主体間の協力が必要な取り組みに関すること。
- (2) 行政に対する提案に関すること。
- (3) 環境基本計画の見直しに関すること。
- (4) その他環境基本計画の推進に関すること。

##### (組織)

第3条 協議会は、次に掲げる委員で組織されるものの総称とする。

- (1) 市民環境会議代表
- (2) 事業者環境推進協議会代表
- (3) 行政代表

##### (庶務)

第4条 協議会の庶務は、原則として行政において処理する。

##### (雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会に諮って定める。

#### 附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

## 市民環境会議

### 1．役割

個人でできる環境に配慮した取り組み、市民団体で取り組む活動の実践・検討などを行います。新たな計画、制度等を開始する際は、自治会を通じて周知するとともに、意見を求めます。

### 2．構成

市民団体の代表、自治会代表、公募市民

### 3．要綱

#### 市民環境会議設置要綱

#### (設置)

第1条 市民が自主的に行う環境保全への取り組みを通じ、環境基本計画の推進を図るため、市民環境会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 市民会議の所掌事項は次のとおりとする。

(1) 個人でできる環境に配慮した取り組みの実践・検討に関すること。

(2) 市民団体で取り組む環境に配慮した活動の実践・検討に関すること。

#### (組織)

第3条 市民会議とは、自治会又は市民団体等、市民で組織される団体の総称とする。

#### (雑則)

第4条 この要綱の改訂については、三者協議会に諮って定める。

#### 附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

## 事業者環境推進協議会

### 1. 役割

環境に配慮した取り組みの実践、検討、調査への協力などを行います。新たな計画、制度等を開始する際は、商工団体ルートを活用して周知するとともに、意見を求めます。

### 2. 構成

市内事業者、商工団体

### 3. 要綱

事業者環境推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 事業者が自主的に行う環境保全への取り組みを通じ、環境基本計画の推進を図るため、事業者環境推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、事業者が取り組む環境に配慮した活動の実践、検討及び調査に関することとする。

(組織)

第3条 協議会とは、商工団体等、市内事業者で組織される団体の総称とする。

(雑則)

第4条 この要綱の改訂については、三者協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。